

## 第 1 1 2 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 8 年（2026年） 8 月 2 4 日（月） 午後 1 時 2 2 分から午後 2 時 5 8 分

開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 3 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

| 議席番号 | 氏 名     | 出 欠 | 署名委員 | 備 考     |
|------|---------|-----|------|---------|
| 1    | 藤 本 定 己 | 出席  |      |         |
| 2    | 西 山 隆 久 | 出席  |      |         |
| 3    | 吉 田 勝 博 | 出席  | ○    |         |
| 4    | 岡 本 富 博 | 出席  | ○    |         |
| 5    | 都 出 昌 之 | 出席  |      |         |
| 6    | 田 路 光 彦 | 出席  |      |         |
| 7    | 森 下 光 春 | 出席  |      |         |
| 8    | 谷 川 正 仁 | 出席  |      |         |
| 9    | 飯 塚 祐 樹 | 欠席  |      |         |
| 10   | 森 本 浩 和 | 出席  |      |         |
| 11   | 小 林 隆   | 出席  |      |         |
| 12   | 後 藤 明 彦 | 出席  |      |         |
| 13   | 雲丹亀 幸 三 | 出席  |      |         |
| 14   | 後 藤 邦 玄 | 出席  |      |         |
| 15   | 小 林 紀 久 | 出席  |      |         |
| 16   | 古 川 雅 清 | 出席  |      |         |
| 17   | 藤 本 正 博 | 出席  |      | 会長職務代理者 |
| 18   | 青 田 誠   | 出席  |      | 会長職務代理者 |
| 19   | 田 摩 仁 志 | 出席  |      | 会長      |

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

## 議事内容

|         |                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地確認及び非農地確認について                                                           |
| 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                                                    |
| 議案第 3 号 | 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の確認について                                                |
| 議案第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について                                                    |
| 議案第 5 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項及び第 4 項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について |
| 議案第 6 号 | 相続税等納税猶予適格者証明について                                                         |
| 議案第 7 号 | 非農地判断について                                                                 |
| 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について                                          |
| 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による届出の専決について                                                   |
| 報告第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による届出の専決について                                                   |
| 報告第 4 号 | 合意による解約等の通知について                                                           |
| 報告第 5 号 | 県許可案件の許可状況について                                                            |

(令和 8 年 8 月 2 4 日 午後 1 時 2 2 分)

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | <p>予定の方が揃われましたので、只今から、第 1 1 2 回総会を開催いたします。</p> <p>【 議長挨拶 】</p> <p>現在の出席者数は、農業委員 1 9 名中 1 8 名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>なお、飯塚祐樹委員から欠席の連絡を頂いております。</p> <p>それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                  |
| 各 委 員 | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長   | <p>異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を吉田勝博委員と岡本富博委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願います。</p> <p>まず、議案第 1 号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                     |
| 事 務 局 | <p>議案第 1 号（P 1 ～P 2）を説明する。</p> <p>〔農地確認及び非農地確認について〕</p> <p>説明の前に、お伝えします。</p> <p>農業委員会の総会は公開となっており、その議事録については、議事録署名委員の署名をいただいた後に公表しています。</p> <p>議事録の公表に当たっては、姫路市情報公開条例及び個人情報保護法に基づき、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについて秘匿化処理を行います。</p> <p>なお、発言された委員の氏名につきましては、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、審議に係る部分の発言委員の氏名は公開を行わず、議事録にも記載しませんので、ご承知おきください。</p> |

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、いずれも農地及び非農地である、と確認いたします。

次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P6）を説明する。

農地法第3条により、耕作目的で農地を売買や贈与、又は貸し借りをする場合には、農業委員会の許可を受ける必要があります。

許可できない場合としましては、「権利取得後に耕作すべきすべての農地を効率的に耕作すると認められない場合」（無断転用地等はないか、など）、「権利取得後に必要な農作業に常時従事すると認められない場合」（耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しているか、通作距離は問題ないか、など）、「周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」（水利調整に協力するか、地域と異なる特殊な農業をするのか、など）、となっております。また、新規農家の方に関しては、原則、農業委員による聞き取り調査を行うことになっていきますので、この聞き取り調査が必要かどうかの判断もお願いします。

なお、権利の設定につきまして、「賃借権」とは、賃料を払って借りる場合で、「使用貸借権」とは、無料で借りる場合です。

説明に入ります前に、資料の一部訂正をお願いいたします。

8番の案件につきまして、先日、取下願が提出されましたので、今月の案件から削除をお願いします。

それでは説明に入ります。この度は、21件の申請が提出されています。申請内容のうち主に許可基準に係る部分を記載した「参考資料（3条）」もあわせてご覧ください。

所有権の移転が16件、賃借権の設定が2件、使用貸借権の設定が3件で、1番から5番、10番、11番、16番のうちの1筆が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件となっております。申請地は、19番から22番が「貸付地」である外は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な機械及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、7番が35kmである外は、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から7番につきましては、現在耕作面積が0㎡の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。

1 番です。

[illegible]

なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

2番から5番です。



この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「季節野菜」となっております。

15番です。

西脇の田□□□□□□□□□□につきまして、西脇の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

16番です。

香寺町中仁野の田□□□□□□□□□□につきまして、香寺町中仁野の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻、野菜、果樹」となっております。

17番です。

香寺町恒屋の田□□□□□□□□□□につきまして、香寺町矢田部の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

18番です。

飾東町豊国の田□□□□□□□□につきまして、飾東町豊国の□□□□□□が、□□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

19番以降につきましては、農地に設定された利用権が終期を迎えたことからの切り替え更新手続き分の案件となっております。いずれも現在の借人が引き続き借り受けて耕作されるものとの申請となっており、賃借権の再設定が1件、使用貸借権の再設定が3件となっております。許可後の耕作面積に変動はありません。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、それでは、総会規定に基づき採決します。この21件についていずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手をいただきましたので、いずれも許可相当といたします。

次に、新規農家の聞き取り調査について、事務局からの説明もありましたが、各地区農政協議会の意見では、1番と、2番から5番の方については必要、6番、7番の方については必要なし、との意見でした。こちらについて何かご意見等ありますでしょうか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、1番と、2番から5番の方について、9月2日に来ていただいて新規農家の聞き取り調査を実施することとします。

続きまして、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号の確認」につい

事務局

て、事務局から説明をお願いします。

議案第3号（P7）を説明する。  
〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

最初に、農地転用の許可手続きについてご説明いたします。

農地を農地以外のものに転用する場合、市街化調整区域・都市計画区域外の農地は県知事の許可が必要です。農地以外のものとは、住宅や店舗、公的施設などの敷地のほか、露天駐車場、露天資材置場、太陽光発電設備などが挙げられます。農地法第4条は所有者自らが転用する場合で、農地法第5条は転用に際し所有権の移転又は賃借権等の設定を伴い、新たに権利を取得する者が転用する場合です。

お配りしております参考資料をご覧ください。農地転用の許可基準は、農地をその営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可できるかどうかを判断する「立地基準」と、申請目的実現の確実性、申請地の位置や計画面積の妥当性、被害防除措置が適切かどうかなどを審査する「一般基準」に大別されます。まず、「立地基準」につきましては、営農条件及び市街地化の状況からみて、「農用地区域内農地」「甲種農地」「第1種農地」「第2種農地」「第3種農地」に区分されます。次に、「一般基準」につきましては、参考資料の「一般基準」の下にある各項目について、事業の実現性等を審査します。

今回ご審議いただく農地法施行規則第29条第1号の確認についてですが、農地法第4条に該当する場合（農地所有者が自ら転用する場合）で、200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地として利用する場合は、県知事の転用許可が不要ですが、代わりに、許可不要の当該規定に該当する確認願を農業委員会に届け出ていただいています。この確認願がこの度は4件提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

1番です。

砥堀の田の一部□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」となっております。

2番です。

安富町塩野の田の一部□□□□につきまして、「農業用倉庫への進入路として利用したい」との確認申請です。現況は「田」となっております。なお、申請地の農地区分は「農用地区域内農地」の農業用施設用地となっております。

3番です。

香寺町田野の田の一部□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」となっております。

4番です。

豊富町豊富の田の一部□□□□□につきまして、「農業用倉庫及び納屋として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫及び納屋」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

委員

北東部地区協議会において、すでに転用済みの案件の場合は無断転用に至った経緯の確認のためにも始末書等を提出してもらうべきだ、との意見がありましたが、対応について教えてください。

事務局

農地転用の案件につきましては、追認の際には必ず始末書等を提出していただいています。しかしながら、農業用施設用地としての利用である則29条第1号

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>の確認願の際には、これが徹底されていませんでした。今後は、則 29 条第 1 号の追認案件の場合でも必ず始末書又は経緯説明書を添付していただくよう、事務を再確認します。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| 委 員   | <p>今回の議案の中で、始末書が添付されていない案件の扱いはどうなりますか。</p> <p>本日、始末書が添付されていない案件も承認するのですか、それとも、その案件については始末書が添付されてから改めて審議を行うのですか。</p>                                                                                                                                                                            |
| 委 員   | <p>3 年ほど前までは必ず始末書が添付されていたと記憶しています。穏便に処理したいという気持ちもある一方で、ルール違反には違いないので、今回は保留にして、書類が揃ってから改めて審議してもいいのではないのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                               |
| 委 員   | <p>即 29 条第 1 号の追認案件で始末書が添付されなくなったのはなぜですか。経緯がわからない状態では、どうすべきか判断が難しいです。</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| 事 務 局 | <p>農家の方が農業に必要不可欠な農業用倉庫等を設置したことに対して始末書を提出させるのは酷ではないか、という厳しさを欠いた判断をしていたということです。しかしながら、農業用であっても無断転用ではないか、との指摘は、全くそのとおりでございますので、判断を改めたいと思います。なお、今回の議案のうち、すでに転用済みの案件についてですが、窓口で受け付ける際に始末書の提出を求めていなかったこと、これまで 3 年間は始末書なしでも処理されていたことを踏まえて、今回に限り、許可日までに始末書又は経緯説明書の提出をしていただくことを条件に承認いただくことは可能でしょうか。</p> |
| 委 員   | <p>最終的に始末書は出さない、という人はいるのでしょうか。また、始末書を提出しないなら農業用倉庫は速やかに撤去して農地に復元してください、と言えるのでしょうか。そういうことを考えると、今回の案件は条件付きで承認するのが現実的だと思います。</p>                                                                                                                                                                   |
| 事 務 局 | <p>原点に立ち返ると、無断転用なのだから倉庫を撤去し農地に復元して、その後、倉庫の設置に係る転用の手続きをするのが正しいということになるかと思いますが、県の転用許可案件においても、申請があれば許可できる内容であるなら農地復元までは求めず、始末書を添付させて追認許可するという処理がしばしば見られます。</p>                                                                                                                                    |
| 委 員   | <p>農業用倉庫が設置されてかなり時間が経過している案件もありますが、なぜ今になって則 29 条第 1 号の確認願が提出されたのですか。</p>                                                                                                                                                                                                                       |
| 事 務 局 | <p>3 番の案件で言いますと、申請者は現在、農地法第 3 条の許可申請を提出されていますが、事務局において、許可要件である全部耕作要件を満たしているか、現在耕作農地を確認する中で無断転用が認められたため、併せて則 29 条第 1 号の手続きを行うよう求めたもので、この手続きにより無断転用を適法に処理し、農地法第 3 条の許可要件を満たそうとするものです。</p>                                                                                                        |
| 委 員   | <p>法律では過去にさかのぼって適用されない原則があります。則 29 条第 1 号ではこれまで始末書の添付がなくても申請が認められてきており、今回も同様の形で申請した。今日まで始末書の追加提出の指導もなかったが、今日ルールが変わって始末書がなければ申請は認められず、翌月以降に再度審議されることになった、という形になると、申請者はなかなか理解し難く感じられると思います。次回以降は始末書添付を必須とし、今回については、今の取り扱いの範囲で承認するというのが穏便な対応ではないかと思います。</p>                                       |
| 委 員   | <p>簡素な農業用倉庫でも転用にあたるという認識が農家の方になく、知らずに無</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |

|     |                                                                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員 | <p>前回までの案件は総会ですでに承認してきているので、今から追加書類を求め<br/>ることや承認を撤回することは無理でしょうが、今回の案件はまだ承認していま<br/>せんので、事務局が提案した案が妥当だと思います。そして、次回以降は申請段<br/>階で始末書を添付していただくようにすればいいと思います。</p> |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|     |       |
|-----|-------|
| 各委員 | ・ ・ ・ |
|-----|-------|

|     |       |
|-----|-------|
| 各委員 | 異議なし。 |
|-----|-------|

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 事 務 局 | 議案第４号（Ｐ８～Ｐ１２）を説明する。<br>〔農地法第５条の規定による許可申請について〕 |
|-------|-----------------------------------------------|

いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

1番から13番です。

[illegible]

どちらの案件も、北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

議長

委 員

議長

委員

事務局

委員

事務局

議長

各委員

議長

各 委 員

議長

各 委 員

議長

「異議なし」の声を得ましたので、どちらも確認することとします。  
続きまして、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第

事務局

議長

委員

委員

議長

各 委 員

議長

各委員

議長

事務局

大津区勘兵衛町二丁目の□□□□□□□が所有されていた市街化区域の

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>農地５筆を別居の子であります□□□□□□が相続するというものです。農地の利用状況は、大津区恵美酒町二丁目の３筆は蓮根を作付けされており、大津区勘兵衛町二丁目の２筆は畑作予定であり、果樹栽培をされています。</p> <p>中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。</p> <p>適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長   | <p>ありがとうございます。</p> <p>只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 各 委 員 | <p>・・・。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長   | <p>特にないようですので、承認することよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 各 委 員 | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長   | <p>「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。</p> <p>次に、議案第７号「非農地判断」について、事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事 務 局 | <p>議案第７号（Ｐ１５～Ｐ１８）を説明する。</p> <p>〔非農地判断について〕</p> <p>農業委員会が利用状況調査をした結果、山林原野化し、最早農地に戻すことが困難であると判断した農地については、所有者の申請を待たず、農家台帳から当該農地を削除することを国から農林水産省通知により求められています。その際には、併せて所有者、資産税課・法務局等関連部署に通知することとなります。</p> <p>議案第１号でご審議いただいた非農地確認と異なり、農用地指定区域の指定の有無に関わらず、また２０年経過せずとも農業委員会の独自の判断で非農地判断を実施することができます。ただし、宅地にするなど無断転用の案件につきましては非農地判断をすることはできないこととなっています。また、姫路市農業委員会では、非農地化することによる農区の影響を考慮し、原則、農区に事前に通知し、実施の可否について意見を求めるようにしています。</p> <p>なお、本年は５年に一度の農振農用地指定区域の見直し時期に当たっており、農政総務課から、山林化している農用地の見直しの手順として農業委員会に非農地判断を実施するよう要請を受けており、事務局で現地確認を校区ごとに順次実施しているところです。</p> <p>今月は香寺町での現地調査の結果、山林化していると確認された農地、２２件５５筆、合計２０，４００㎡について、非農地判断をしたいと考えています。現地はいずれも山林化しており、北東部地区農政協議会では非農地判断することはやむを得ないとの意見をいただいております、当該農地が所属する農区の農区長からも非農地判断の実施について同意をいただいております。</p> <p>資料記載の農地について非農地判断することの可否についてご審議をお願いします。</p> |
| 議 長   | <p>ありがとうございます。</p> <p>只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 委 員   | <p>今回は香寺町ですが、今後はどの地域を対象としていくのですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事 務 局 | <p>今後は林田町なども対象にしていきたいと考えています。他の地域でも非農地判断すべきだという農地がありましたら情報提供いただければと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 委員 | 非農地判断後、農地が農家台帳から削除されますが、地目はどうなりますか。 |
|----|-------------------------------------|

|       |                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局 | 非農地判断により、登記地目が自動的に変わるということにはなりません。所有者に非農地判断をしたとの通知をお送りしますので、その通知を持って各自で法務局にて地目変更を行っていただくことになります。法務局にも同様の通知を送るのですが、姫路支局の登記官と協議したところ、農業委員会からの通知だけでは地目変更しないとのことでした。また、資産税課にも同様の通知をするのですが、こちらに関しては通知に基づき、所有者からの申出や同意が無くても課税地目を変更するとのことでした。 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|    |                                        |
|----|----------------------------------------|
| 委員 | 課税地目は山林に変わるのですか。農地と比べると固定資産税額は下がるのですか。 |
|----|----------------------------------------|

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 事 務 局 | 資産税課も現地を確認した上で変更するのですが、課税額について正確なところはわかりかねます。 |
|-------|-----------------------------------------------|

議 長 　その他、何かございますか。

|     |     |
|-----|-----|
| 各委員 | ... |
|-----|-----|

議長 特にないようですので、承認することよろしいでしょうか。

|     |       |
|-----|-------|
| 各委員 | 異議なし。 |
|-----|-------|

|   |   |                                                                                                                     |
|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 | 長 | <p>「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。</p> <p>ここからは、報告事項となります。</p> <p>報告第1号「地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査」について、事務局から説明をお願いします。</p> |
|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|       |                                                      |
|-------|------------------------------------------------------|
| 事 務 局 | 報告第1号（P19）を説明する。<br>〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕 |
|-------|------------------------------------------------------|

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、7月にご審議いただきました新規農家1件の聞き取り調査を、8月5日に実施していただきました。

当日は、ご本人が来庁され、担当委員から、営農意欲、農業機械等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。

議長 報告ありがとうございます。  
 それでは、この聞き取り調査の概要報告を、調査メンバーの委員からお願い  
 します。

[illegible]

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | 報告ありがとうございました。<br>何かご意見ご質問等がありますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 各 委 員 | ・・・。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長   | 特にないようですね。<br>次に、報告第2号「農地法第4条の規定による届出の専決」について、事務局から説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事 務 局 | 報告第2号（P20）を説明する。<br>〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕<br><br>市街化区域内にある農地を転用する場合は、計画的な市街化を図り市街化を促進するという観点から、事前に農業委員会に届出を行えば県知事許可は不要となっています。毎週木曜日を締切日として、翌週木曜日に受理書を交付しております。所有者自らが転用する場合は農地法第4条による届出、買主や借主が転用する場合は第5条による届出になります。<br>市街化区域内農地の4条転用案件ですが、この度は、7月10日から8月6日の間に受け付けたもの6件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。 |
| 議 長   | ありがとうございます。ご意見ご質問等がありますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 各 委 員 | ・・・。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長   | 特にないようですので、確認いたします。<br>次に、報告第3号「農地法第5条の規定による届出の専決」について、事務局から説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事 務 局 | 報告第3号（P21～P25）を説明する。<br>〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕<br><br>市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、7月10日から8月6日の間に受け付けたもの24件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。                                                                                                                                                                   |
| 議 長   | ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 各 委 員 | ・・・。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長   | 特にないようですので、確認いたします。<br>次に、報告第4号「合意による解約等の通知」について、事務局から説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事 務 局 | 報告第4号（P26）を説明する。<br>〔合意による解約等の通知について〕<br><br>農地の貸借について、貸し手と借り手の間で農地を返却する合意ができた場合に、農業委員会に通知していただいたものです。<br>合意による解約等の通知について、この度は、使用貸借契約の解約の通知が2                                                                                                                                                                                          |

|       |                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 件ありましたことを、ご報告いたします。                                                                                                              |
| 議 長   | ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。                                                                                                       |
| 各 委 員 | ・・・。                                                                                                                             |
| 議 長   | 特にないようですので、確認いたします。<br>次に、報告第5号「県許可案件の許可状況」について、事務局から説明をお願いします。                                                                  |
| 事 務 局 | 報告第5号（P 2 6～P 2 7）を説明する。<br>〔県許可案件の許可状況について〕<br><br>農地法第4条又は第5条の規定による転用の県許可の状況について、7月に7件、8月に1件の許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。 |
| 議 長   | ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。                                                                                                       |
| 各 委 員 | ・・・。                                                                                                                             |
| 議 長   | 特にないようですので、確認いたします。<br>以上で、本日の議題は、すべて終了しました。<br>全体を通して、何かございますか。                                                                 |
| 各 委 員 | ・・・。                                                                                                                             |
| 議 長   | それでは、本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。<br><br>(午後2時58分 終了)                                                                             |

議事録署名委員

(議 長)

田 靡 仁 志

---

(署名委員)

吉 田 勝 博

---

(署名委員)

岡 本 富 博

---